

全国健康関係主管課長会議資料

平成25年3月13日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課
肝炎対策推進室

目次

肝炎対策について

1. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について 1
2. 肝炎ウイルス検査の促進等について 2
3. 肝疾患診療連携拠点病院について 3
4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について 3

○ 肝炎対策について

我が国のウイルス性肝炎の患者・感染者数は、B型で110～140万人、C型で190～230万人存在すると推定されており、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病への進行を防止するため、肝炎感染者の早期発見及び肝炎患者の早期・適切な治療の推進が、国民の健康保持の観点から喫緊の課題となっている。

そこで、厚生労働省では、肝炎対策をより一層推進するため、平成23年5月に、「肝炎対策基本法」に基づく「肝炎対策基本指針」を策定し、同法の趣旨・理念を踏まえた施策等を進めていくこととしており、インターフェロン医療費助成事業や委託医療機関における肝炎ウイルス検査の無料化を含む新たな肝炎総合対策を推進している。

各都道府県におかれても、同法や基本指針を踏まえた肝炎対策の取組について、管内市町村、関係団体・機関等に周知するとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

また、今後、具体的な施策の検討・実施など肝炎対策に係る種々の依頼をさせていただくので、御協力をお願いする。

平成25年度予算案には、早期発見・早期治療の促進を始めとした各施策の推進を図るため、約188億円を計上している。具体的には、

- ・肝炎治療促進のための環境整備、(100億円)
- ・肝炎ウイルス検査の促進、(29億円)
- ・健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応、(7億円)
- ・国民に対する正しい知識の普及と理解、(2億円)
- ・研究の推進、(50億円)

を柱として、肝炎総合対策に引き続き取り組んでいくこととしているが、特に次の事項については、その適正かつ円滑な実施に格段の御配慮をお願いする。

1. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について

平成20年度から取り組んでいるインターフェロン治療等の医療費に対する助成については、自己負担限度額を引き下げるなど、利用しやすい制度の運用に努めており、これまでの治療受給者証の平均新規交付件数は、約4万人強である。

平成25年度においても、肝炎患者が早期に適切な治療を受けられるよう、引き続き取り組むこととしている。

そこで、各都道府県におかれては、

- (1) 感染者であることを知らない者への対策として、肝炎ウイルス検査の受検勧奨の強化、検診専門クリニックを含めた委託医療機関の箇所数の拡大、
- (2) 検査により肝炎であることの自覚があるが、通院していない者への対策として、産業医や地域のかかりつけ医、地域肝炎治療コーディネーターを通じた受療勧奨等による肝炎治療の必要性等、正しい知識の普及推進、
- (3) 肝炎のため通院しているが、治療に適した医療機関にアクセスできていない者への対策として、相談センター・地域医療機関等に関するホームページ等での情報提供、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会等を通じた地域の肝

疾患診療ネットワーク構築を始めとする、肝疾患診療連携拠点病院における活動の支援、

- (4) 肝炎のため通院し、インターフェロン治療等を勧められている者への対策として、医療費助成制度の更なる周知徹底、肝疾患相談センターに係る広報強化、相談員に対する研修の充実及び医療機関等への積極的な配置、事業主等に対する肝炎治療への配慮の要請

等、積極的な取組をお願いしたい。

2. 肝炎ウイルス検査の促進等について

早期発見・早期治療の促進のため、平成23年度から、肝炎ウイルス検査の未受検者に対する個別の受検勧奨、治療に踏み切れない者等に助言を行うことで適切な治療へとつなげるための人材養成（地域肝炎治療コーディネーター）、受療の促進の一助となる肝炎に関する各種情報を掲載した手帳の配布等を実施している。

これらの取組について、下記のとおり、適切な受検勧奨及び適切な受療勧奨の一層の促進等に取り組んでいただきたい。

(1) 特定年齢の者を対象とした個別勧奨メニュー等の追加

① 40歳以上の5歳刻みの者を対象とした個別勧奨

市町村が実施主体となって行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診において、受検に関する通知を対象者に直接送付する。

② 検査費用に係る自己負担分の負担軽減

個別勧奨対象者の肝炎ウイルス検査の自己負担分を無料とすることにより、受検促進を図る。

③ 出張型検査の実施

検査会場を保健所や委託医療機関内だけでなく、県内各所の要請に応じた場所を検査会場とすることも可能とする。

(2) 適切な肝炎治療へつなげるための人材養成等メニューの追加

① 市町村の保健師、医療機関の看護師、企業等の健康管理担当者等に対して肝炎に関する情報（支援制度、医療提供体制等）を習得させ、治療に結びついていない要治療者に助言を行う。

② 肝炎患者や肝炎ウイルス検査で陽性と判断された者等に対して、肝炎の基礎情報から公的支援制度の概要、治療経過の記録等ができる手帳を配布する。

また、平成24年度からは、地域の相談窓口の利便性の向上のため、専門医療機関に地域肝炎治療コーディネーター等の配置を行っているので、肝炎患者等が広く相談を行うことができる体制の整備が図られるよう御協力をお願いしたい。

なお、都道府県、保健所設置市等が主体となって行う緊急肝炎ウイルス検査事業を平成25年度も継続して実施する。については、従前の肝炎ウイルス検査事業とともに、一人でも多くの感染者の早期発見に資するよう、積極的な広報、運用をお願いしたい。

3. 肝疾患診療連携拠点病院について

都道府県においては、中核医療施設となる肝疾患診療連携拠点病院を原則1か所選定していただき、

- (1) 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供、
- (2) 都道府県内における肝疾患の専門医療機関等に関する情報の収集や紹介、
- (3) 医療従事者や地域住民を対象とした研修会、
- (4) 肝疾患に関する専門医療機関等との協議の場（肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会）の設定

等の業務を行うとともに肝疾患相談センターを設け、患者、キャリア、家族からの相談等に応じていただいている。肝疾患相談センターに対する補助については、1拠点病院当たりの補助としているので、引き続き積極的な活用をお願いする。

また、来年度には、拠点病院の肝疾患相談センターなどに社会保険労務士や産業カウンセラーなどを配置し、就労継続を希望する肝炎患者に対し「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行う「肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業」を実施する予定である。今後実施する拠点病院を募集する予定であるので、積極的な参加をお願いしたい。

なお、国においてもこれら拠点病院を支援するため、「肝炎情報センター」のホームページを活用した情報提供、各都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会の開催や拠点病院職員に対する研修の実施等、各種の事業に取り組んでいるので、各拠点病院との緊密な連携が図られるよう御協力をお願いしたい。

4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について

肝炎の早期発見・早期治療の促進、肝炎に係る偏見・差別の解消に向けては、肝疾患についての正しい知識の更なる普及啓発が不可欠である。

平成24年度からは、毎年7月28日を「日本肝炎デー」とし、WHOが昨年設定した世界肝炎デーやウイルス肝炎研究財団が取り組む肝臓週間と同時に実施して、普及啓発の充実に取り組んでいるところである。

更に、厚生労働省では、来年度から、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、あらゆる国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けて自ら積極的に行動していくことを目指した「肝炎総合対策推進国民運動事業」を実施することとしている。

各都道府県におかれては、来年度以降も「日本肝炎デー」を中心とした重点的な普及啓発活動、都道府県ホームページや広報紙を通じたPRなど、より一層積極的な取組をお願いしたい。

また、

- (1) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨強化
緊急肝炎ウイルス検査事業の委託医療機関を確保し、どこでも検査が受けられるような体制を整備する。
- (2) 肝炎ウイルス検査や肝炎治療等に係る正しい知識の普及推進
検査により肝炎であることの自覚はあるが、通院していない者への対策と

して、産業医やかかりつけ医などの身近な医師から、治療の必要性を伝えるなどの普及啓発形態を工夫する。

(3) 通院者に対する、治療に適した医療機関等の情報提供

肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患相談センター、地域医療機関等に関する情報を提供する。

(4) インターフェロン治療を勧められている者への情報提供

経済的負担が原因で治療を受けていない者に対しては、医療費助成制度の存在を認識できるよう、気がつきやすい広報を工夫し、多忙又は治療に対する不安などが原因で治療を受けていない者に対しては、その悩みを解消できるよう、事業主等に対して肝炎治療への配慮の要請や肝疾患相談センターにおける広報強化を行う。

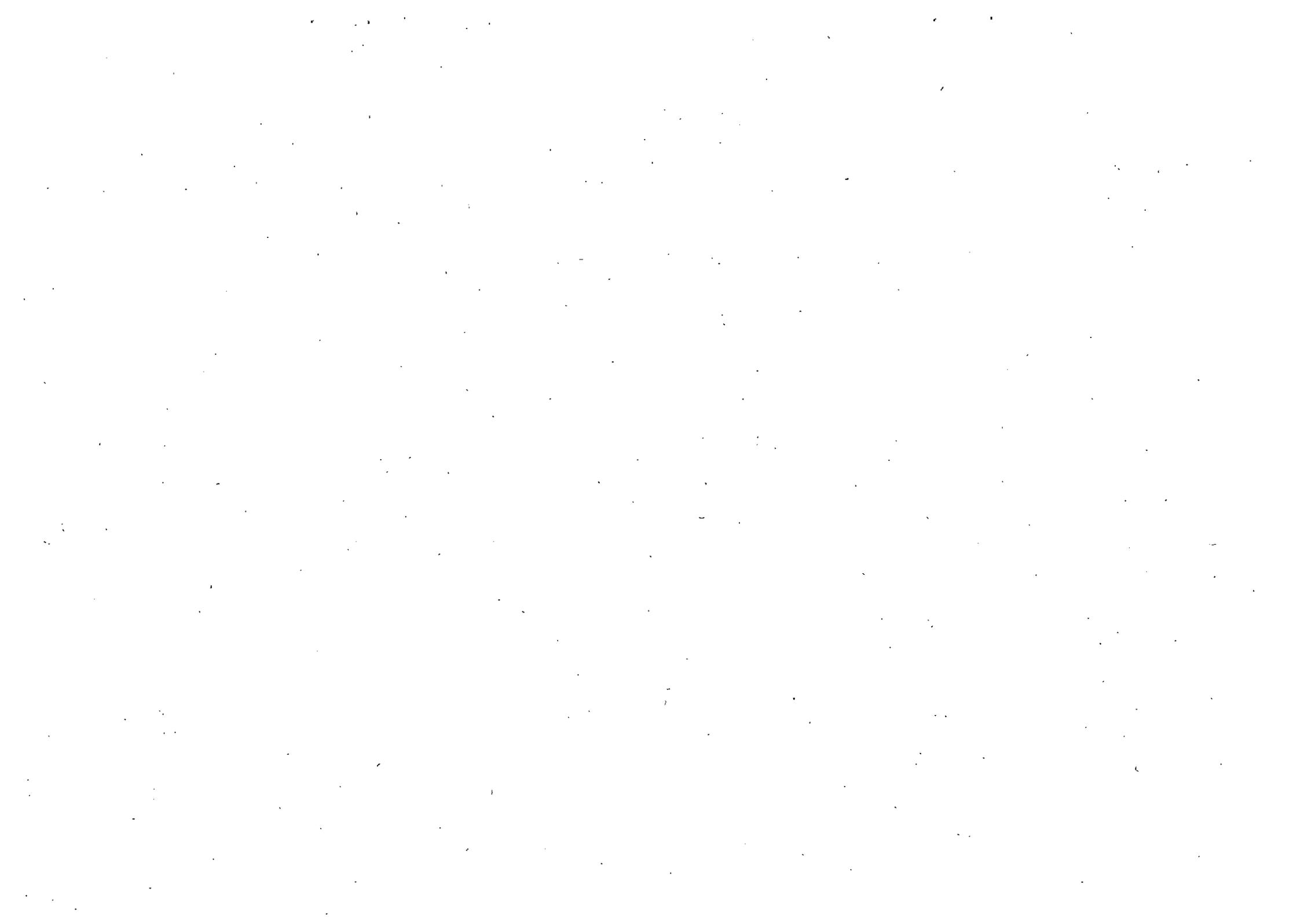
など、各都道府県等の実情に応じた取組をお願いしたい。

参 考 资 料



－ 参 考 資 料 目 次 －

1. 平成25年度予算案PR版（肝炎対策推進室）	資－1
2. 肝炎対策基本法の概要	資－2
3. 肝炎対策基本方針の概要	資－3
4. 平成25年度肝炎対策予算案概要	資－4
5. 肝炎治療促進のための環境整備	資－5
6. 肝炎ウイルス検査の促進	資－6
7. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、 相談体制整備などの患者支援等	資－7
8. 国民に対する正しい知識の普及啓発	資－8
9. 肝炎総合対策推進国民運動の概要	資－9
10. 研究の推進	資－10
11. 研究の推進（医療イノベーション関連予算）	資－11
12. 肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備	資－12



肝炎対策の推進

平成25年度肝炎対策関連予算案
平成24年度補正予算

188億円(239億円)
13億円

1 肝炎治療促進のための環境整備

100億円(137億円)

○ 肝炎治療に係る医療費助成の継続実施

- ・ インターフェロン治療又は核酸アナログ製剤治療を必要とするB型及びC型肝炎患者が、その治療を受けられるよう、引き続き医療費を助成する。

2 肝炎ウイルス検査の促進

29億円(41億円)

○ 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備

- ・ 検査未受検者の解消を図るため、利便性に配慮した検査体制を整備する。※引き続き緊急肝炎ウイルス検査事業を実施。
- ・ 出張型の検査を行うことにより、個別の受検機会を提供する。

○ 市町村等における肝炎ウイルス検査等の実施

- ・ 40歳以上の5歳刻みの方を対象とした肝炎ウイルス検診の個別勧奨を実施。

3 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応

7億円(10億円)

○ 診療体制の整備の拡充

- ・ 都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制(相談センター)を整備するとともに、国が設置した「肝炎情報センター」において、これら拠点病院を支援する。

○ 就労に関する相談支援体制の強化(新規)

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センター等において産業カウンセラー、社会保険労務士などを配置し、就労に関する問題に対し、適切な情報提供や相談支援を行う。

4 国民に対する正しい知識の普及

2億円(2億円)

○ 肝炎総合対策推進国民運動による普及啓発の推進(新規)

- ・ 多様な媒体を使用しての普及啓発や民間企業との連携を通じて、肝炎総合対策を国民運動として展開する。

5 研究の推進

50億円(49億円)

○ 肝炎等克服緊急対策研究事業(一部新規)【厚生科学課計上】

- ・ C型肝炎ウイルス等の持続感染機構の解明や肝疾患における病態の進展予防及び新規治療法の開発等を行う、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究等を推進する。

○ 難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業(肝炎関係研究分野)【厚生科学課計上】

- ・ 肝炎感染予防ガイドラインの策定等、肝炎総合対策を推進するための基盤に資する行政的研究を実施する。

○ B型肝炎創薬実用化等研究事業(一部新規)【厚生科学課計上】

- ・ 大規模スクリーニング等の創薬研究や臨床研究等、B型肝炎の新規治療薬等の開発等に資する研究を推進する。

(参考)【平成24年度補正予算】肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備

13億円

- ・ 日本の肝炎研究の推進を図る一環として、肝炎研究の中核施設である国立国際医療研究センターの肝炎・免疫研究センターに研究機器を配備する。

肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにし、
- ・肝炎対策の推進に関する**指針の策定**について定めるとともに、
- ・肝炎対策の**基本となる事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進

肝炎医療の均てん化の促進

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり

肝炎患者の
人権尊重

差別解消
に配慮

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
⇔
意見

資料提出等、
要請
⇔
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討
- 必要に応じ変更

肝硬変・肝がんへの対応

●治療水準の向上のための環境整備

●患者支援の在り方について、医療状況を勘案し、必要に応じ検討

肝炎対策基本指針の概要(平成23年5月16日策定)

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

- 肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要であること。
- 肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検勧奨が必要であること。
- 地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制の整備の促進が必要であること。
- 抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果の検証を行うことが必要であること。
- 肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進が必要であること。
- 肝炎に関する正しい知識の普及啓発が必要であること。
- 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供が必要であること。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

- 新たな感染を予防するための正しい知識の普及やB型肝炎ワクチンの予防接種の在り方に係る検討が必要であること。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることの周知、希望する全ての国民が検査を受検できる体制の整備及びその効果の検証が必要であること。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

- 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられる体制の整備及び受診勧奨が必要であること。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

- 肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

- 研究実績の評価や検証、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる研究の実施が必要であること。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

- 肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

- 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、肝炎患者等に対する不当な差別を防ぐため、普及啓発が必要であること。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化が必要であること。
- 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援を行うこと。
- 地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制の構築等が望まれること。
- 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無について認識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。
- 今後、各主体の取組について定期的に調査及び評価を行い、必要に応じ指針の見直しを行うこと。また、肝炎対策推進協議会に対し、取組の状況について定期的な報告を行うこと。

肝炎総合対策の5本柱

平成25年度予算案 188億円 (239億円)
平成24年度補正予算 13億円

1. 肝炎治療促進のための環境整備 100億円 (137億円)

2. 肝炎ウイルス検査の促進 29億円 (41億円)

3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、
相談体制整備などの患者支援等 7億円 (10億円)

○肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業 (新規、0.4億円)

4. 国民に対する正しい知識の普及啓発 2億円 (2億円)

○肝炎総合対策推進国民運動事業 (新規、1億円)

5. 研究の推進 50億円 (49億円)

○肝炎等克服緊急対策研究事業 (13億円、うち新規1億円)

○難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業 (肝炎関係研究分野) (4.5億円)

○B型肝炎創薬実用化等研究事業 (28億円、うち新規1億円)

(参考：平成24年度補正予算)

○肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備 (13億円)

1. 肝炎治療促進のための環境整備 100億円 (137億円)

肝炎治療特別促進事業(医療費助成) 99億円(136億円)

B型・C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 <平成23年度内に追加された対象医療> <ul style="list-style-type: none"> ① B型慢性肝炎に対するペグインターフェロン単独療法 ② C型代償性肝硬変に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 ③ C型慢性肝炎に対するテラプレビルを含む3剤併用療法 ・ B型肝炎の核酸アナログ製剤治療
自己負担 限度月額	原則1万円 (ただし、上位所得階層については2万円)
財源負担	国:地方=1:1
平成25年度予算案	99億円
総事業費	198億円

2.肝炎ウイルス検査の促進

29億円（ 41億円）

● 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備 （特定感染症検査等事業）

- ・ 検査未受診者の解消を図るため、医療機関委託など利便性に配慮した検査体制を整備。

※ 平成25年度も引き続き緊急肝炎ウイルス検査事業を実施

- ・ 特定感染症検査等事業における出張型検診の実施

都道府県等が、保健所や委託医療機関で実施している肝炎ウイルス検査について、出張型の検査も実施することで、検査のより一層の促進を図る。

● 市町村における肝炎ウイルス検診等の実施（健康増進事業）

- ・ 肝炎ウイルス検診への個別勧奨の実施

40歳以上5歳刻みの者を対象として、無料で検査を受けることが可能な個別勧奨メニューを追加し、検査未受検者への受検促進の一層の強化を図る。

3.肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、 相談体制整備などの患者支援 等 7億円 (10億円)

● 診療・相談体制の整備

- ・都道府県においては、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備。
- ・肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターなどに社会保険労務士等を配置し、就労に関する相談支援体制の強化を図る。（新規）

● 肝硬変・肝がん患者に対する心身両面のケア、医師に対する研修の実施

- ・肝疾患診療連携拠点病院においては、肝疾患相談センターで肝硬変・肝がん患者を含めた患者、家族等に対する心身両面のケアを行うとともに、医師等の医療従事者に対する研修等を実施。
- ・肝炎情報センターにおいては、肝疾患に関する各種の情報提供、拠点病院の医療従事者に対する研修、その他の支援を実施。



4.国民に対する正しい知識の普及啓発

2億円（2億円）

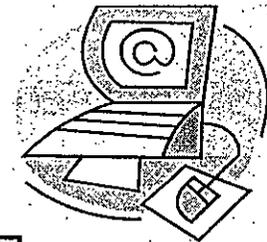
◎ 教育、職場、地域あらゆる方面への正しい知識の普及啓発

肝炎に関する正しい知識を国民各層に知っていただき、肝炎ウイルスの感染予防に資するとともに、患者・感染者の方々がいわれのない差別を受けることのないよう、普及啓発に努めている。

肝炎患者等支援対策事業(普及啓発部分) 0.2億円(0.6億円)

○ 自治体の普及啓発活動に対する補助事業

- ・ シンポジウム開催、ポスター作成、新聞・中吊り広告 等



肝炎総合対策推進国民運動事業(新規) 1億円

- ・ 肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、あらゆる国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けて自ら積極的に行動していく新たな国民運動を展開する。

肝炎総合対策推進国民運動のイメージ

平成25年度予算案：100,000千円

昨年度の世界肝炎デーで通達したとおり、肝炎対策基本指針に基づき、あらゆる世代の国民や企業が肝炎について正しい知識を持ち、差別・偏見を無くし、就労を維持しながら適切な治療を受けるよう環境の整備について協力依頼を行い、また感染予防や受検の促進といった普及啓発を行う。



社会全体としての国民運動へ(肝炎制圧へ向けた機運の醸成)

国民一人一人が肝炎の予防、検査、早期発見、治療などについて互いに協力し、学び合う具体的取組みの継続を維持する。

5.研究の推進

50億円（49億円）

・肝炎等克服緊急対策研究事業（一部新規） 13億円（13億円）

「肝炎研究10カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療法等の研究開発を推進する。（一部新規）



・健康長寿社会実現のための ライフ・イノベーションプロジェクト（肝炎分） 4.5億円（4.5億円）

肝炎感染予防ガイドラインの策定等、肝炎総合対策を推進するための基盤づくりに資する行政的研究を実施する。



・B型肝炎創薬実用化等研究事業（一部新規） 28億円（28億円）

B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発等を目指し、基盤技術の開発を含む創薬研究や、治療薬としての実用化に向けた臨床研究等を総合的に推進。（一部新規）

医療関連分野におけるイノベーションの一体的推進（医薬品・医療機器開発等に関する研究の推進）
・重点領域における創薬研究開発等の強化（肝炎）

平成25年度予算案 2億円(新規)

B型肝炎における現在の課題

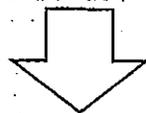
- ウイルスの増殖を抑制する薬(核酸アナログ製剤)の内服を開始すると、原則として一生に渡り内服を続ける必要がある。
- 核酸アナログ製剤を長期にわたって使用すると、薬剤に耐性をもったウイルスが生じる。
- 核酸アナログ製剤を使用しても、肝臓に癌が発症する危険性をゼロにすることはできない。

肝硬変における現在の課題

- 副作用等の理由から、ウイルスを排除する治療(インターフェロン治療)を受けられないことが多い。
- 根本的な治療法は肝移植であるが、希望者に比して提供者の数が少なく、希望する者全員が移植を受けることは困難である。

これらの課題を踏まえた取り組み

○B型肝炎や肝硬変に対する新規治療薬や新規治療法の開発を推進するための研究を推進する。



○B型肝炎患者や肝硬変患者に、新たな薬や治療法を提供することを目指す。

平成24年度補正予算 13億円(別紙参照)

肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備

(平成24年度補正予算：13億円)

事業内容

我が国の肝炎研究の中核施設である(独)国立国際医療研究センター(肝炎・免疫研究センター)に最先端機器を整備し、疾患関連遺伝子の解析によるテーラーメイド医療の実現、診断薬と治療薬の開発及びB型肝炎に対する新しい薬の開発のための治験に結びつくような世界最高レベルの研究が遂行できる体制を構築する。

緊急性

肝炎は持続感染者が300～370万人存在するといわれ、国内最大級の感染症といわれており、潜伏期間を経て慢性肝炎から肝硬変・肝がんへと進行し死亡する疾患である。また、肝炎は比較的新しく発見された疾患であり感染拡大の原因について、行政上の不作為を問われている疾患でもある。

肝炎患者は年々高齢化が進んでいることから残された時間が少なく、研究成果の獲得を急ぐことを求められている。

積算内訳

備品費：1,320百万円

主な購入機器

- ・次世代高速シーケンサー(一度に数億～数十億塩基のDNAを解読することが可能な装置)
- ・臨床情報用データサーバシステム

(患者情報と遺伝子解析等で得られた実験データを統合して管理することができるシステム)

- ・臨床検体サンプル管理システム(サンプルの保存場所と状態を患者情報と関連付けて管理することができるシステム)
- ・質量分析装置(肝病態の進展や治療効果に関わるタンパク質を同定することができる装置) など

経費の性質

・補助金 (補助先:(独)国立国際医療研究センター)

・補助率:定額(10/10)